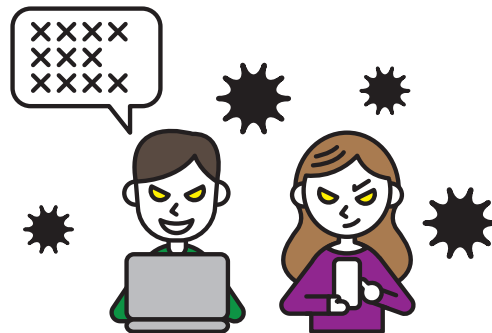




インターネットと人権

～差別的な「書き込み」などは犯罪(法的責任を問われる)です～

今、「ケータイ」や「スマホ」に代表されるデジタル通信機器も含めたインターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの急速な普及・発展に伴い、私たちのライフスタイルは大きく変化してきました。その中で、私たちの生活の利便性などは大きく高まり、今では、なくてはならない存在となってきました。しかし、その反面、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的な書き込みや、部落地区と称して特定の地名を掲載したり、個人への誹謗中傷なども含め、名誉やプライバシーを侵害するなどの人権問題が大きな社会問題となっています。



インターネット(デジタル通信機器含む)は、とても便利な道具ですが、使い方しだいでは、人の命をも奪いかねない道具となりえます。

国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング(閲覧制限)サービス等の提供が義務づけられました。

兵庫県や川西市など多くの自治体では、インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、法務局などと連携しながら、プロバイダなどに対し削除要請をする「インターネット・モニタリング(事業)」*を実施しています。

※川西市の「インターネット・モニタリング(事業)」とは

インターネット・モニタリング事業実施要領
平成30年10月1日

目的

インターネットの普及に伴い、人権に関わるさまざまな問題が生じてきている。特にインターネット掲示板などへの在留(日)外国人や部落問題に関する差別的な書き込みが多発している現状がある。平成28年に部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法等が制定されたことを踏まえ、インターネット上の差別的な書き込み等をモニタリング(監視)することで、拡散防止と抑止効果を図る。

実施時期

原則1か月に1回実施する。
(1回1時間程度・第3金曜日)

監視者

当面、人権関係部署の職員

モニタリング方法等

- モニタリングサイト
匿名掲示板
- 検索内容
部落問題及び在留(日)外国人に関することなど、川西市及び川西市民に関わる差別的な書き込み

処理方法

- 内部検討会議の結果、プロバイダーへ削除要請



〈裁判所による判決例〉

- 2021年:女子プロレスラーへのSNSでの中傷投稿者に、東京地裁は、原告への権利侵害を認め約129万円の損害賠償判決
- 2022年:女性ジャーナリストへの中傷投稿に「いいね」を押した国会議員に、東京高等裁判所は、原告への権利侵害を認め55万円の損害賠償判決
- 2023年:全国の被差別部落の地名などをまとめた本の出版や地名リストのネット公開問題で、東京高裁は、当事者のプライバシー侵害など権利侵害にあたるとして、川崎市の出版会社などに550万円の損害賠償判決

インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ 「違法・有害情報相談センター」

違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口(Webのみ)です。



人権啓発映像ソフトライブラリー

地域や職場での人権学習にご利用ください! さまざまな人権課題(ジャンル)を取り揃えています。

※詳しくはホームページ▶

